

岐阜市立早田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定
平成30年4月改定
平成31年4月改定
令和 元年8月改定
令和 2年4月改定
令和 3年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立早田小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学3年生生徒に係るいじめ重大事案に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改定をふまえた基本方針である。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な様態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

教育活動全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ・「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ・「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え 『かけがえのない大切な一人ひとり』

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進めていく。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を高め、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気醸成することに努める。
- ・児童一人一人の自己肯定感、自己有用感を高める教育活動を推進する。
- ・様々な手立てを講じ、いじめの早期発見に努める。
- ・全ての教職員による組織的な指導体制により対応する。
- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ・学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ・児童に学校の構えとして次のメッセージを発信する。

～誰も一人ぼっちにさせない～

- ・先生たちは **どの子も いっしょうけんめい** おうえんします。
★だれも、一人ぼっちにはしません！
- ・先生たちは **仲間に悲しい思いをさせる子を みんなで** かならず しどうします。
★いじめは、みんなでかならず止めます！
- ・**だれにでもいいので はなしやすい 先生に いつでも そうだん**してください。
★誰にでもいいから どんなことでもいいから 伝えて！
- ・先生たちは みんなで **すぐ いじめの かいけつに** あたります。
★かならずその日のうちに、もんだいかいけつに向けて、立ち上がります！

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応する。
- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努める。
- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ・保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2. いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・児童が「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業作りを推進する。
- ・すべての教育活動を通して、また、家庭や地域の人々と協力し、児童が人との関わりを通して、コミュニケーション能力を伸ばし、自己肯定感や自己有用感を高めながら、望ましい人間関係を構築できるようにする。
- ・児童自らいじめや暴力、差別や偏見等について考える機会を設け、これらについて自分たちの問題として受け止め、主体的に問題解決に取り組むよう意識を育む。

(2) 安心感を生み出す指導

- ・児童が自己理解、他者理解を深められるよう、意図的な学級づくり活動を行う。
- ・児童のよい姿の奥にある思いに仲間が共感できる「よいことみつけ」を位置づける。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような、心の安らぎを感じる教育相談に努める。

(3) 生命や人権を大切にする指導

- ・人との関わりの中で社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を行う。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心（**命の尊厳への理解**）、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を行う。
- ・「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」をキーワードとして、人権感覚を磨く指導を行う。
- ・児童の活動で、温かい言葉がけを奨励する取組を行い、相手を思いやる気持ちを考えた言動をしようとする気持ちを高める。

【いじめを見逃さない日（毎月3日）、いじめ防止強化週間（6/28～7/3）、人権週間（12月）】

(4) 全ての教育活動を通じた指導

- ・人との関わりの中で社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。

3. いじめの早期発見・対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・全職員が全児童に声を掛け、どんなことでも誰にでも気軽に話ができる関係づくりに努める。
- ・児童同士の関わりを深められるよう、見守り活動などの児童会活動を計画・実施していく。
- ・SSTを取り入れながら、困ったときの対応の仕方を学び合う場を設ける。

(2) アンケート調査の実施等による情報収集、校内連携体制の充実

- ・日頃から、全職員による児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないよう努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、実態把握に努めるとともにいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、早期発見に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員との協力体制を整える。
- ・日頃から、職員と保護者との連絡を密にし、学校や家庭での児童の様子を情報共有できるように努める。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめの疑いの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策監を中心としたいじめ対策チームに報告し、組織的に対応する。(フロー図)
その際、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・聞き取りをした児童の保護者とも、電話や面談などで連絡を密にし、協力体制を築く。

(4) 教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持ち、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、いじめ対策監や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

- ・本校で作成しているいじめ防止基本方針やフロー図、対応マニュアルをもとに、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、速やかな情報共有はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を行う。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・いじめられた児童や保護者に対して、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、児童の見守りを行うことを伝える。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4. 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員 等

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「早田小学校いじめ防止」プログラム

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」の周知、前年度のいじめの実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」は随時実施する。 ・「よいこと見つけ」スタート（教師による「よいこと」の方向づけ） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・児童理解のための研修会 ・アセスメントシステム（STAR）1回目の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート、情報提供アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・学校運営協議会 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・職員会での児童理解 ・いじめ防止強化週間に向けての取組 	いじめ防止月間
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・いじめ防止強化週間の取組 ・「いじめについて考える日」 ・職員研修（人権教育） ・職員研修（いじめ未然防止） ・夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り 	いじめ防止強化週間 人権ライブ 第1回県いじめ調査

8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（情報モラル） ・職員会（夏休み明けに向けて） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・学校運営協議会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会 ・職員会での児童理解 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート、情報提供アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・学校運営協議会 	いじめ防止月間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシステム（STAR）2回目の実施 ・「ひびきあいの日」 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り 	人権週間 冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による次年度の取組計画 ・学校運営協議会 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・保護者による取組の評価 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート、情報提供アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・学校運営協議会 ・職員会での児童理解 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・教職員の取組評価アンケート（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

6. いじめ問題発生時の対応

(1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いを把握したら、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、**学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、24時間以内**に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、**3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど**、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

〔大まかな対応順序〕

〔別紙フロー図参照〕

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ・いじめの未然防止の取組に関すること

8. 個人情報等の取り扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として必要なため、アンケートの質問票の原本などの一次資料の保管期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保管期間を5年とする。

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。